

最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付等関連業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月7日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付等関連業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付等関連業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 概算予算額 総額119,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
これにより難しい場合、委託者及び受託者が別途協議の上決定する。
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登載され、「役務」部門に登録があること。
- (3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項各号に定める市内業者、市内扱い業者、準市内業者又は市外業者であること。
- (4) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日から令和8年5月27日（水）正午まで
仕様書等に関する質問受付	令和8年5月14日（木）正午まで
仕様書等に関する質問回答	令和8年5月18日（月）午後5時までに掲載
企画提案書の提出	令和8年5月25日（月）午前9時から 令和8年5月27日（水）正午(必着)まで
ヒアリングの実施	令和8年6月2日（火）午前（予定）
審査結果の通知	令和8年6月3日（水）（予定）

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（ホーム>事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和8年度）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-18-0-0-0-0.html>)

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。なお、質問は「最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付等関連業務委託企画競争に係る質問票（様式6）」で行うものとします。ただし、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付等関連業務委託」として、岡山市保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課へ提出すること。なお、電子メール送信後、電話によりメール着信を確認してください。

●電子メール：seihojiritsu@city.okayama.jp

●電話：(086)803-1215

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（ホーム>事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和8年度）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市生活保護・自立支援課に持参してください。

(2) 提出書類

- ①企画競争参加申請書（様式1）
- ②企画書（様式2）
- ③見積書（様式3）
- ④実績証明書（様式4）
- ⑤暴力団排除に関する誓約書（様式5）

(3) 提出部数

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの10部（副本）

(4) 注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由でも受け付けません。
- ④企画提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑤参加申請書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届（様式7）を岡山市生活保護・自立支援課に提出（郵送の場合は必着）してください。

8 特定方法等

(1) 審査体制

最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付等関連業務委託等関連業者選定委員会（以下、「審査委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ①審査委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ②審査委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③委員の審査点数の平均点が、60点を下回る提案については特定しないものとします。

(3) ヒアリングの実施

提案について以下の通りヒアリングを実施する。

ア 出席者は1提案者につき5名以内とする。

イ 発表時間は1提案者につき15分以内とし、その後委員会の委員が質問を行う。

ウ 詳細な日時、方法、場所については決定次第通知する。

(4) 評価基準

別紙2のとおり

(5) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に審査委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他審査委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては企画提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは企画提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

審査委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めません。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外には使用しません。
- (4) 特定しなかった企画提案書は、原則として返却します。返却が不用な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合、当該企画提案書を無効とするとともに、応募者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (6) 企画提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、企画提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【担当課】

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課

(岡山市保健福祉会館9階) 担当：吉仲・能勢

〒700-8544 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：(086)803-1215

FAX：(086)803-1721

電子メール：seihojiritsu@city.okayama.jp